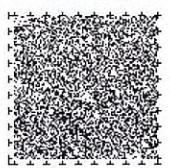


特別警報が始まります。



平成23年台風第12号による土砂崩れ(奈良県吉野郡川上村)

気象庁は、重大な災害の起こるおそれがある場合に特別警報を発表します。



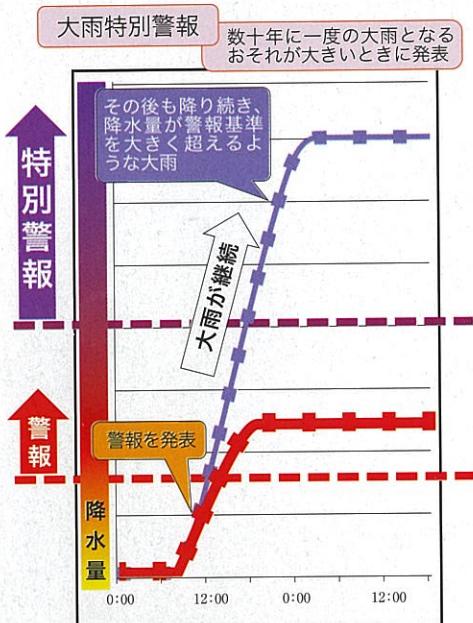
警報の発表基準をはるかに超える現象に対して、特別警報を発表します。

特別警報は、「東日本大震災」における津波や、「平成23年台風第12号」による豪雨、「伊勢湾台風」による高潮のような、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表されます。

警報の発表基準をはるかに超える現象に対して、甚大な災害が発生する危険性を充分に伝えることができない。

「特別警報」を新設し、災害発生の危険性を分かりやすく伝える。

特別警報のイメージ



特別警報に相当する大雨の例



平成23年台風第12号



平成24年7月
九州北部豪雨

※特別警報の発表基準は自治体と調整した上で決定します。決まり次第、気象庁ホームページ、広報誌等でお知らせします。

特別警報が発表されたら、身を守るために最善を尽くしてください。

- 経験したことのないような激しい豪雨や暴風など異常な気象現象が起きそうな状況です。ただちに命を守る行動をとってください。
- 周囲の状況や市町村から発表される避難勧告等の情報に留意し、ただちに避難所へ避難するか、すでに外出することが危険な状態のときは、無理をせず家の中のより安全な場所にとどまってください。
- この数十年間災害の経験がない地域でも、災害の可能性が高まっています。油断しないでください。

津波、噴火、地震については、現行の警報のうち危険度が高いレベルのものを特別警報に位置づける予定です。

- 津波については、大津波警報を特別警報に位置づける予定です。大津波警報が発表されたら、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
- 噴火については、噴火警報(居住地域)もしくは噴火警戒レベル4以上を特別警報に位置づける予定です。これらの警報が発表されたら、警戒が必要な範囲からの避難や避難の準備をしてください。
- 地震動については、緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上の揺れを予想したものを特別警報に位置づける予定ですが、震度5弱以上が予想されたときに発表される緊急地震速報(警報)と取るべき行動に変更はありません。

特別警報に相当する津波・噴火の例



東北地方太平洋沖地震(平成23年)



三宅島(平成12年)

「特別警報」が発表されないからといって安心することは禁物です。

- 重大な災害のおそれがあるときは従来どおり警報が発表されます。これまでどおり、最新の情報に注意するなど、警戒してください。
- 大雨等においては、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報を活用して、早め早めの行動をとることが大切です。

特別警報が発表されるまで(大雨の場合のイメージ)

気象台が発表する気象情報

大雨に関する気象情報

警報・注意報に先立ち発表

大雨注意報

警報になる可能性がある場合はその旨記述

大雨警報(土砂災害)

大雨警報(浸水害)

大雨の期間、予想雨量、警戒を要する事項などを示す

土砂災害警戒情報

土砂災害の危険性が、さらに高まった場合に発表

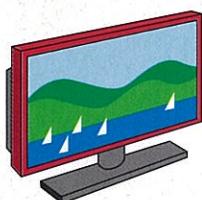
大雨がさらに降り続き、
重大な災害が起こる危険性が非常に高まる

大雨特別警報

あらかじめ、取るべき行動を考えておきましょう。

ただちに
命を守る行動を!

特別警報は行政機関や様々なメディアを通じて
伝えられます。情報収集に努めてください。



テレビ



ラジオ



インターネット

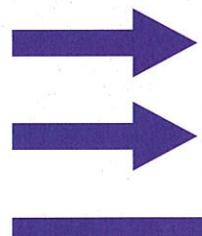


広報車

防災無線

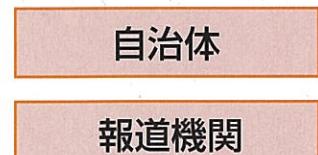
特別警報の伝達の流れ

気象庁



自治体

報道機関



住民